

対象年度		令和 5年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート												
事務事業名		総合相談事業						予算事業名		総合相談事業費						
予 算 科 目		会計	04	款	項	目	事業	要求区分	介護保険法							
				03	03	01	1104	経常経費	根拠法令							
総合計画体系		みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう						事業の区分		主要事業						
		高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域づくり														
		地域包括ケアシステムの構築						担当課係等		介護福祉課 地域ケア推進係						
事業期間		継続 (平成19年度～令和 5年度)														
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】								
高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、保険・医療・介護・福祉サービスが一体的、総合的に切れ目なく提供できる地域包括ケアシステムの構築を目指す。								介護保険法に定められている。								
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】								
日常生活圏域毎の3箇所に委託型地域包括支援センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが出来るよう、必要な保健・医療・福祉サービスを提供する機関又は制度へスムーズに繋ぎ、継続的にフォローするための相談窓口となる。 ・地域包括支援センターを3か所に業務委託し、包括的支援事業を実施する。 ・地域包括支援センターは、3職種（保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士）を必ず配置する。								地域に住むすべての65歳以上の高齢者等。								
【事業をとりまく環境の変化】								急速な高齢化、家族構成の変化や認知症高齢者の増加により、多様な生活問題を抱えている高齢者等が増加しており、3職種（保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士）連携による必要に応じた相談対応が求められる。								
【令和 5年度 事業内容】				【令和 6年度 事業内容】				【令和 7年度 事業内容】								
包括的支援事業 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント業務 ・介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援事業所				包括的支援事業 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント業務 ・介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援事業所				包括的支援事業 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント業務 ・介護予防ケアマネジメント 指定介護予防支援事業所								
■事業費																
				R03年度		R04年度										
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	31,489	24,255									
	県		支	出	金	12,128	12,127									
	地		方		債	0	0									
	そ		の		他	0	0									
	一		般	財	源	18,946	26,618									
歳入計（千円）				62,563		63,000										
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）			金額（千円）		金額（千円）										
	10 需用費			3		0										
	12 委託料			62,560		63,000										
歳出計（千円）（A）				62,563		63,000										
伸び率（％）						0.69										
備考	総合計画59P 予算書P281															

令和 3年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R03年度	R04年度	R05年度
活動 指標	総合相談窓口の設置数	ヶ所	目標	3.00	3.00	0.00
	東部地域包括支援センターたけだ、西部地域包括支援センターヒューマン・ハウス、南部地域包括支援センター青嵐荘		実績	3.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	相談対応延べ件数	件	目標	6,000.00	6,500.00	7,000.00
	東部地域包括支援センターたけだ、西部地域包括支援センターヒューマン・ハウス南部地域包括支援センター青嵐荘		実績	7,491.00	0.00	0.00
	実態把握及び継続支援件数	件	目標	390.00	1,000.00	1,000.00
	東部地域包括支援センターたけだ、西部地域包括支援センターヒューマン・ハウス南部地域包括支援センター青嵐荘		実績	1,022.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	地域包括支援センターは、介護保険法に基づき地域支援事業のうち包括的支援事業を実施する必要がある（必須事業）。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	市町村が実施主体となり、地域包括支援センターを設置する必要があるが、地域支援事業のうち包括的支援事業の委託をすることができる。介護保険法に定められている。
	手段の妥当性	A 妥当である	令和3年度より地域包括支援センターの業務委託を社会福祉法人等に委託し、3か所の地域包括支援センターを設置できた。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	介護保険法に定められた運営基準をみたとして運営できている。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	日常圏域毎に包括支援センターが設置され65歳以上の全ての高齢者の相談窓口として機能している。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	直営包括から委託地域包括支援センターになったことで、より身近な相談窓口として、相談件数も増えており、高齢者の実態把握の継続支援などのアウトリーチに取り組み、早期から支援できる体制になっている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	地域包括支援センターの年間事業計画に基づき事業を進めることができている。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
直営包括から委託地域包括支援センターになったことで、より身近な相談窓口として機能し、地域で生活する高齢者等の様々な相談を把握し、適切な機関や制度、サービスにつなぐ支援をすることができている。委託地域包括支援センターが3か所あるため、センターの平準化及び安定した業務運営ができるよう後方支援していく。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
地域包括支援センターの認知度を高めるために周知に取り組み、より身近な相談窓口として早期把握・対応ができるように後方支援していく。また、地域包括支援センター業務が適切・効率的に運営されているか点検評価を行い、必要に応じて助言・支援をしていく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
方向性の具体的内容 地域に暮らす高齢者や家族からの多様化・複雑化する相談に対し、必要な支援を把握し、福祉関係部署や関係機関と連携して対応し支援を行っていく必要がある。令和3年度から3圏域でそれぞれ委託となったことで、より地域に根差した事業を推進していくとともに、各包括の更なるレベルアップを図っていく。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。